

福知山緑化推進委員会 「心に緑を」事業募集要領

1 目的

緑の募金や緑化事業について、市民の理解を広めるため、市内各地域から集められた緑の募金を各地域に還元し、身近な森林の整備や地域緑化を積極的に推進することを目的とする。

2 募集対象事業

(1) 対象事業

福知山市内において行われる、以下のいずれかに該当する事業とする。

- ①森林整備事業 共有林等の公共性の高い里山において、地域住民のボランティア等により実施される森林の整備（植栽・下刈・枝打・間伐等）
- ②地域緑化事業 公的施設・共用スペース等において、地域で活動する小グループ、小学校児童会、中学校・高等学校生徒会等の活動で実施される緑化推進事業（緑化樹及び収穫目的としない多年草の植栽、維持管理等）
- ③名木保全事業 地域において、シンボルとして親しまれている名木や古木などを樹勢回復治療、土壌改良及び樹木診断等を行うことにより保全する事業

(2) 適用除外

次のいずれかに該当する事業は応募できない（採択しない）ものとする。

- ①特定の者・企業等の利益のために行われるもの
- ②政治的・宗教的等の宣伝を目的としていると認められるもの
- ③「心に緑を」事業にふさわしくないと認められるもの
- ④同一年度において、福知山緑化推進委員会が実施する他の事業で補助を受ける団体によるもの

3 事業期間

事業採択年度内に実施・完了するものとする。

4 事業応募要件

応募できる団体は、以下の要件をすべて満たしているものとする

- ①福知山市内に住所を有する団体であること
- ②複数以上の構成員からなり、自主的・組織的に事業を完了することが出来ること
- ③営利を目的としない団体であること
- ④事業実施箇所の土地所有者又は土地管理者の承諾が得られていること

5 事業対象経費

事業の対象となる経費は、次のとおりとする

- ①保険料 ボランティア傷害保険料等
- ②道具代 森林整備や地域緑化に必要な道具等の借り上げや購入費用
- ③苗木代 植栽に必要な苗木購入費用

- ④植栽資材 植栽時に必要な添え木・肥料・土壌改良材等購入費用
- ⑤運搬費 苗木等運搬に必要な特装車等借り上げ料
- ⑥指導費 緑化樹の植栽や森林整備の指導者に対する謝金等
- ⑦燃料代 森林整備や地域緑化の作業に必要な道具等の燃料代
- ⑧委託料 専門的知識・技術等を有する外部への委託に要する経費

6 事業対象経費の交付限度額

一件の応募について100,000円以内とし、福知山緑化推進委員会幹事会で審査の上、予算の範囲内で決定する。

7 応募方法

別紙様式1『「心に緑を」事業応募申請書』に必要事項を記入の上、福知山緑化推進委員会事務局に提出する。

なお、福知山緑化推進委員会委員長から追加資料を求められた場合は、申請者はそれに応じるものとする。

8 応募期間

応募期間は、毎年福知山緑化推進委員会幹事会で別途定める。

9 事業対象経費の交付決定及び通知

応募申請書等を福知山緑化推進委員会幹事会において審査の上、応募申請者に通知する。

なお、幹事会において緑化推進のために必要があると認められる場合には、交付決定時に条件等を付けることができる。

10 実績報告

交付の決定を受けた応募申請者は、事業の実施中の写真（作業風景）及び完成後の写真をそれぞれ複数枚、実績報告書とともに福知山緑化推進委員会事務局へ提出する。

11 その他

その他必要な事項については、福知山緑化推進委員会決定する。

1 募集対象事業について

(1) 森林整備事業における「共有林等」については、地域において身近に存在し、その地域の景観を作り出している森林とし、次にあげるものとする。

- ①自治会有林
- ②区有林
- ③慣行共有林
- ④寺社有林
- ⑤その他（実質地域の共有財産と認められるもの等）

(2) 地域緑化事業における「共用スペース等」について、公共事業等で緑化事業が実施される又は実施される可能性がある場所は対象外とする。

(3) 緑化樹の維持管理費用については、植栽後5年以上を経過したのものとし、一箇所（地区・自治会）につき1回のみ応募出来るものとする。

(4) 対象事業経費のうち道具代は、申請総額の2分の1以下とする。

2 適用除外について

いずれの事業においても、地域と協定等を締結し、継続的に活動を行う企業ボランティアについては、応募可能とするが、以下の条件を付する。

- ①事業対象経費のうち道具代は初年度のみとし、企業として購入した道具以外とする。
- ②2回目以降の事業対象経費は保険料及び燃料費のみとする。
- ③同一地域、同一団体への採択は5回（5年間）を上限とする。